

第4回上越市自立支援協議会

日時：平成29年11月24日（金）10：00～

会場：福祉交流プラザ 会議室1

次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 上越市障害者福祉計画の改定に向けた検討について 資料1～4

(2) 上越市障害者福祉計画（案）について 別冊資料

(3) 各専門部会の検討状況について（中間報告） 資料5

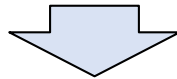
3 その他

4 閉 会

次期計画の基本目標等について（案）

現上越市障害者福祉計画

- 1 計画期間 平成 27～29 年度(3 年間)
- 2 位置付け
 - ア 市町村障害者計画 ... 障害者基本法の規定により、当市における障害者福祉の推進に係る理念や基本的な施策の方向性を定める。
 - イ 市町村障害福祉計画 ... 障害者総合支援法の規定により当市における障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業提供体制の整備や事業の円滑な実施に関する計画として定める。
- 3 計画の主旨等
 - <基本目標> だれもが 住み慣れた地域で 安心して暮らせる 自立と共生のまちをつくる
 - <基本方針> 自立への支援・共生への支援
 - <施策の柱> (1)日常生活支援の充実 (2)就労支援・雇用促進
(3)相談支援体制の充実 (4)安全・安心な生活の確保
(5)地域生活支援の充実



次期計画の概要等

- (1) 改定の考え方
障害福祉に関する関係法令の改正等の動向のほか、現計画で定めた成果目標の達成状況、障害福祉サービスの利用状況やニーズを踏まえ改定する。
- (2) 計画(案)の概要
計画期間 平成 30～32 年度(3 年間)
位置付け
 - ア 市町村障害者計画 ... 現計画と同じ
 - イ 市町村障害福祉計画 ... 現計画と同じ
 - ウ【追加】市町村障害児福祉計画 ... 児童福祉法の規定により、当市における障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保等に関する事項に関する計画として定める。

計画の主旨等

 - <基本目標> だれもが 住み慣れた地域で 安心して暮らせる 自立と共生のまちをつくる
 - <基本方針> 自立に向けた取組の充実と共生社会の実現
 - <施策の柱> (1) 共生社会の実現に向けた取組の推進【新規】
(2) 障害のある人が安心して暮らせる地域生活の実現
(3) 障害のある人の社会参加等による豊かな暮らしの実現
(4) 就労の支援と定着の促進
(5) 障害児支援体制の整備【義務化】

障害者福祉計画の見直しに係る課題等（現計画の進捗や障害福祉施策を取り巻く状況）

施策の柱	主な課題等	
1 日常生活支援の充実		
施策の方向		
(1)通所サービスの拡充 (2)居宅サービスの充実 (3)グループホームの拡充 (4)短期入所施設の拡充 (5)入所施設の拡充 (6)地域生活支援の拠点整備 (7)補装具の適切な給付	<p>< 障害福祉サービスの利用実績から ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生活介護(通所)」「短期入所」の利用者が増加。ともに介護保険施設の空床利用で対応 ・「放課後等デイサービス」の利用者が増加し、サービス供給体制に不足が生じるおそれがある。 ・グループホーム及び入所施設の入所待機者がいる。 <p>< 成果目標の達成見通しから ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域生活支援拠点等」は、運営に関する調整が整っておらず、拠点整備に至っていない。 <p>< 障害福祉アンケート調査結果から ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族と暮らし、将来的にグループホームの利用を考えている方が増加 ・今後特に必要なものとして「グループホームの充実」が増加 ・サービスの充実に対するニーズが相対的に減少したが、サービスが充足していることを示すものではない。 	<p>< その他：関係者からの聞き取り等から ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の方針を踏まえ、重度障害者(身体障害者や医療的ケアを要する障害者を含む)を受入可能なグループホームの整備が必要 ・短期入所(医療型)の受入について、医療行為の必要な人の状態がそれぞれ異なるため、受入れ条件の見直しが必要 ・強度行動障害のある人への支援等(サービス事業所での受入、医療機関との連携)の充実が必要 <p>< 主な法改正の状況から ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービスの新設(自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援) ・共生型サービスの導入 <p>< 次期計画の国の成果目標から ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設入所者の地域生活への移行の促進 ・地域生活支援拠点の整備 ・障害児支援の提供体制の整備(児童発達支援センター、保育所等訪問支援、児童発達支援事業所)
次期計画への反映		
<p>【新 規】共生型サービスの円滑な導入(平成 30 年度)</p> <p>【新 規】障害児支援体制の整備</p> <p>[充 実]グループホームの整備促進(重度障害者への対応を含む)</p> <p>[充 実]その他障害福祉サービスの充実</p> <p>(継 続)地域生活拠点等整備に向けた取組の推進</p> <p>(継 続)施設入所支援の継続</p> <p>(継 続)補装具の適切な給付の継続</p>		

施策の柱	主な課題等	
2 就労支援・雇用促進		
施策の方向		
(1)就労支援体制の充実 (2)一般就労の推進 (3)福祉的就労の推進	<p>< 障害福祉サービスの利用実績から ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「就労移行支援」の利用率が低い。 ・「就労継続支援 B 型」利用者が増加し、サービス供給体制に不足が生じるおそれがある。 <p>< 成果目標の達成見通しから ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「福祉施設から一般就労への移行者数」「就労移行支援事業の利用者数」の目標達成が難しい状況 ・サービス未利用の障害者の就労実態がわからない。 <p>< 障害福祉アンケート調査結果から ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労に必要な支援として「職場の理解」「通勤手段の確保」のニーズが増加 ・今後特に必要なものとして「企業で働けるようにすること」が増加 	<p>< その他：関係者からの聞き取り等から ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般就労者の職場定着や通勤手段の確保が課題 <p>< 主な法改正の状況から ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービスの新設(就労定着支援) ・障害者差別解消法の施行 <p>< 次期計画の国の成果目標から ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設から一般就労への移行等 ・「就労定着支援」に係る成果目標の追加
次期計画への反映		
<p>【新 規】障害のある方の現状(就労状況、就労意向等)の把握とこれを踏まえた取組の推進</p> <p>【新 規】障害を理由とする差別の解消に向けた取組</p> <p>【新 規】共生社会実現に向けた市民や企業への意識啓発</p> <p>[充 実]就労移行支援事業等の利用の促進</p> <p>[充 実]就労継続支援事業(B 型)の充実</p>		

施策の柱	主な課題等	
3 相談支援体制の充実	< 障害福祉サービスの利用実績から >	< その他：関係者からの聞き取り等から >
施策の方向	・「計画相談支援」「障害児相談支援」の利用者数が増加	・相談支援専門員が不足している。
(1)相談支援体制の強化 (2)差別の解消・権利擁護の推進 (3)情報提供の充実	< 成果目標の達成見通しから > - < 障害福祉アンケート調査結果から >	< 主な法改正の状況から > ・障害者差別解消法の施行 再掲 ・地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制づくり
次期計画への反映	・地域で生活するための支援として、相談対応等の充実と答えた方の割合が増加	< 国の成果目標から >
【新規】共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築 【新規】精神障害にも対応した関係者の協議の場の設置 【新規】障害児支援体制の整備 【新規】医療的ケア児支援のための協議の場の設置 【新規】障害を理由とする差別の解消に向けた取組 [充実] 相談支援業務の増加への対応 (継続) 適切な情報提供の実施	・悩みや困りごとの相談先として、相談支援専門員と答えた方の割合が増加 ・今後特に必要なものとして「理解しあって協力していくこと」が増加	・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ・障害児支援の提供体制の整備(児童発達支援センター、保育所等訪問支援、児童発達支援事業所) 再掲 ・医療的ケア児支援のための関係機関等が連携する協議の場の設置

施策の柱	主な課題等	
4 安心・安全な生活の確保	< 障害福祉サービスの利用実績から >	・短期入所(医療型)の受入について、医療行為の必要な人の状態がそれぞれ異なるため、受入れ条件の見直しが必要 再掲
施策の方向	-	・障害のある人の利用に配慮した公共施設の整備が必要
(1)防犯・防災対策の整備推進 (2)生活・住環境の整備推進 (3)医療支援の充実 (4)医療費や手当の経済的支援	< 成果目標の達成見通しから > - < 障害福祉アンケート調査結果から >	・医療費助成について、県等の動向を踏まえて適切な支援を行う必要がある。 < 主な法改正の状況から >
次期計画への反映	・「災害発生時の支援者がいない」という方が減少	・障害者差別解消法の施行 再掲
【新規】共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築 【新規】障害を理由とする差別の解消に向けた取組 [充実] 医療機関や療育専門機関との連携 (継続) 県等の動向を踏まえた医療費助成等の経済的支援の継続	・今後特に必要なものとして「災害時の情報提供や安全対策の充実」が増加 < その他：関係者からの聞き取り等から > ・国の方針を踏まえ、重度障害者(身体障害者や医療的ケアを要する障害者を含む)を受入可能なグループホームの整備が必要 再掲	・地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制づくり 再掲 < 国の成果目標から > -

施策の柱	主な課題等	
5 地域生活支援の充実	< 障害福祉サービスの利用実績から >	・手話奉仕員や要約筆記奉仕員の養成が必要
施策の方向	-	・IT技術等の発展やニーズをとらえた日常生活用具の給付が必要
(1)移動支援の充実 (2)交流の促進支援 (3)コミュニケーション支援の充実 (4)地域活動支援センターの拡充	< 成果目標の達成見通しから > - < 障害福祉アンケート調査結果から >	< 主な法改正の状況から > ・障害者差別解消法の施行 再掲 ・地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制づくり 再掲
次期計画への反映	< その他：関係者からの聞き取り等から >	-
【新規】共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築 [充実] 三障害に対応した日中活動の場の充実 [充実] ニーズを踏まえた日常生活用具の給付 (継続) 移動支援の充実に向けた検討 (継続) 手話奉仕員、要約筆記奉仕員の養成	・サービス未利用者などが社会参加出来るよう支援が必要 ・障害のある人の居場所としてピアサポートや地域活動支援センターの充実が必要 ・障害者団体の新規入会者が少なく、会員が高齢化・減少	

改定後の障害者福祉計画における施策の柱と年次計画（案）

新たな施策の柱		本文に記載する取組の概要	年次計画							
施策の柱	施策の方向性		平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度			
			上期	下期	上期	下期	上期	下期		
1 共生社会の実現に向けた取組の推進	(1)障害を理由とする差別の解消の推進	障害を理由とする差別の解消の推進【新規】								
		<ul style="list-style-type: none"> 差別等の実態把握、差別的な対応の解消及び再発防止 上越市障害者差別解消支援地域協議会における効果的な取組の検討及び実施 	<ul style="list-style-type: none"> 差別等事案の収集及び対応 会議開催 	<ul style="list-style-type: none"> 会議開催 講演会等開催 	<ul style="list-style-type: none"> 会議開催 	<ul style="list-style-type: none"> 会議開催 講演会等開催 	<ul style="list-style-type: none"> 会議開催 講演会等開催 	<ul style="list-style-type: none"> 会議開催 講演会等開催 		
	(2)権利擁護の推進	成年後見制度等の利用促進【充実】	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関による成年後見申立て支援及び制度周知 総合的な支援体制の構築(成年後見制度利用促進基本計画への対応) 日常生活自立支援事業の利用促進(上越市社会福祉協議会との連携) 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関による申立支援等 制度周知 自立支援協議会での検討 運営支援 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関協議 	<ul style="list-style-type: none"> 計画作成 中核機関設置 			<ul style="list-style-type: none"> 地域連携ネットワーク構築 	
		障害者虐待防止の取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> 虐待防止の啓発強化と対策の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集と対策検討・実施 						
		(3)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	共生社会実現に向けた包括的な支援体制の構築【新規】	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人に対応した「地域包括ケアシステム」の構築(既存システムの充実) 「保健、医療、福祉関係者による精神障害をはじめとした障害のある人への支援について協議する場」の設置 		<ul style="list-style-type: none"> 関係者協議 関係者協議 	<ul style="list-style-type: none"> 方針決定 	<ul style="list-style-type: none"> 協議の場設置 		<ul style="list-style-type: none"> システムの構築
(4)市民の意識啓発	共生社会実現に向けた市民等の意識啓発【充実】	<ul style="list-style-type: none"> 講演会等のイベントや広報誌等を活用した意識啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 広報誌等 障害者週間 講演会等開催(再掲) 			<ul style="list-style-type: none"> 障害者週間 講演会等開催(再掲) 		<ul style="list-style-type: none"> 障害者週間 講演会等開催(再掲) 		
2 障害のある人が安心して暮らせる地域生活の実現	(1)包括的な支援体制の整備	地域生活支援拠点等の整備に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> 市内サービス事業所と連携した拠点等の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 関係団体協議 	<ul style="list-style-type: none"> 方針決定 			<ul style="list-style-type: none"> 拠点等整備 		
		相談支援業務の増加への対応【充実】	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援体制の強化、質の向上と指導者の養成 	<ul style="list-style-type: none"> 課題抽出と対応協議 ノウハウ共有 						
		ニーズ等を踏まえた計画相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ニーズに対応したサービス利用計画作成と課題対応(高齢障害者の介護保険制度移行、長期入所・入院患者の地域移行)の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 課題対応を考慮した相談 						
		各種支援策の適切な活用につながる効果的な情報提供の実施	<ul style="list-style-type: none"> ハンドブック等による積極的な情報提供(障害特性に配慮した提供) サービスや事業所の取組を周知する説明会等の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 説明会等開催 	<ul style="list-style-type: none"> 説明会等開催 			<ul style="list-style-type: none"> 説明会等開催 	
		* その他：施設入所支援の継続と併せ、上記の包括的な支援体制の構築により、障害のある人の意向を踏まえつつ地域生活への移行を促進								

改定後の障害者福祉計画における施策の柱と年次計画（案）

新たな施策の柱		本文に記載する取組の概要	年次計画								
施策の柱	施策の方向性		平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度				
			上期	下期	上期	下期	上期	下期			
	(2)障害福祉サービスの充実	共生型サービスの円滑な導入【新規】 (訪問介護、生活介護、短期入所等の介護保険サービス事業所の活用)									
		・ 支援者等のスキル向上									
		・ ニーズに対応した施設利用の促進(医療的ケア、自宅からの距離など)									
		グループホームの整備促進【充実】 (重度障害に対応した施設の整備を含む)									
		・ 整備費の助成と入居支援の継続									
		・ 医療的ケアに対応できるグループホームの整備									
		施設入所支援の継続									
		・ 重度の障害のある人の生活の場である施設への入所支援の継続									
		緊急短期入所用居室の確保									
		・ 緊急相談の実施及び緊急一時避難場所の確保									
		ニーズを踏まえた各種サービスの充実【充実】									
		・ ニーズを踏まえた各種障害福祉サービスの充実									
・ 補装具の適切な給付や住宅リフォーム等助成の継続											
(3)各種助成制度の適切な運用	県等の動向を踏まえた医療費助成制度の適切な運用										
	・ 医療費助成による経済的負担の軽減と制度の周知										
(4)災害時対応の準備	県等の動向を踏まえた各種手当支給制度の適切な運用										
	・ 各種手当による経済的負担の軽減と制度の周知										
3 障害のある人の社会参加等による豊かな暮らしの実現	(1)社会参加の促進	災害時の避難体制の維持及び更新									
		・ 障害者施設における災害時受入体制（福祉避難所）及び避難支援体制の整備									
		・ ヘルプカード、安全メールの活用									
		移動支援の充実									
		・ タクシー利用券等の助成の継続									
		・ 福祉車両運行事業や福祉有償運送運の利便性向上に向けた検討									
		・ ガイドヘルプサービスの充実									
		コミュニケーション支援の充実【充実】									
		・ 手話奉仕員等の養成及び派遣事業の充実									
		・ 手話の普及に向けた取組の推進									
		・ ニーズに合った用具の給付									
		スポーツや文化活動等余暇活動の支援									
・ ユニバーサルデザイン指針に基づく施設整備の推進											
・ 多くの人と交流できる場の確保											

改定後の障害者福祉計画における施策の柱と年次計画（案）

新たな施策の柱		本文に記載する取組の概要	年次計画						
施策の柱	施策の方向性		平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度		
			上期	下期	上期	下期	上期	下期	
4 就労の支援と定着の促進	(2)日中活動の充実	地域活動支援センターの充実【充 実】 ・ 三障害に対応した日中活動の場の充実	・ 運営、周知等支援						
		日中活動系サービスの利用促進 ・ 事業所の周知等	・ イベントでの紹介等	・ 説明会等開催(再掲)		・ 説明会等開催(再掲)		・ 説明会等開催(再掲)	
		(3)当事者活動の促進	当事者及び家族等の支援者の活動に対する支援 ・ 障害者団体の会員確保に関する支援 ピアサポート等障害のある人の活動に対する支援 ・ サポートが必要な人への確実な情報提供	・ 周知等協力					
	(1)一般就労の促進	就労移行支援事業等の利用促進【新 規】 ・ 在宅の障害のある人に対する就労支援 ・ 特別支援学校生徒の進路選択に関する説明等	・ 訪問、支援制度の紹介等	・ 意向調査等		・ 意向調査等		・ 意向調査等	
		就労定着支援【新 規】 ・ 障害者就労・生活支援センターの活用と就労移行支援事業所との連携強化	・ 情報共有と課題対応			・ 説明会等		・ 説明会等	
		就労先の拡大(農業分野を含む)【充 実】 ・ 産業界や関係機関との連携強化と作業受託の実績をいかした就業活動の支援	・ 関係機関と連携した開拓等						
	市民や企業の意識啓発(障害を理由とする差別の解消)【新 規】 ・ 障害者雇用の理解促進、各種支援制度の周知	・ イベントでの紹介等							
	(2)福祉的就労の促進	就労継続支援の拡充【充 実】 ・ 産業界や関係機関と連携した受注機会の拡大 ・ 受託作業の拡大(農業分野を含む)	・ イベントでの紹介等						
			・ 農作業開拓等						
			・ モデル事業の実施等						
5 障害児支援体制の整備	(1)児童発達支援センターの設置	児童発達支援センターの設置【新 規】 ・ 児童発達支援センターの設置(通所児童発達支援の実施) ・ 保育所等訪問支援の実施	・ 方針決定		・ 児童発達支援事業の実施		・ 児童発達支援センターの設置		
			・ 方針決定				・ 実施		
	(2)重症心身障害児等に対応した児童発達支援事業等の充実	重症心身障害児等のための「児童発達支援事業所」及び「放課後等デイサービス」の確保【新 規】 ・ 医療機関等と連携した通所児童発達支援の実施 ・ 医療機関等と連携した放課後等デイサービスの実施	・ ニーズ把握	・ 関係機関との協議		・ 方針決定		・ 実施	
			・ 実施						
	(3)医療的ケア児支援体制の確保	医療的ケア児支援のための協議の場の設置【新 規】 ・ 医療・療育専門機関と連携した協議の実施	・ 場の設置 ・ 定期的な協議						
		医療的ケア児支援体制の充実【充 実】 ・ 医療的ケア児も利用可能な障害福祉サービスの確保 ・ 支援員の医療的なスキルの向上	・ 事業所協議等 ・ 研修周知等						

次期計画における成果目標（案）

目標項目	目 標	国の指針の目標 [平成 32 年度末]		摘要	
		基準値 [平成 28 年度末]	目標値 [平成 32 年度末]		
1 施設入所者の地域生活への移行	福祉施設を退所し地域で暮らす障害者数の増加 平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間に、入所施設から地域生活に移行する人の数を、平成 28 年度末時点の施設入所者数(211 人)の 2.3%以上(5 人以上)にする。	施設入所者数：211 人	地域生活移行者数：2.3%以上(5 人以上)	平成 28 年度末入所者数の 9%以上を地域生活へ移行	
	施設入所者数の増加の抑制 平成 32 年度末における施設入所者数を、平成 28 年度末時点の施設入所者数(211 人)以内に作る。	施設入所者数：211 人	施設入所者数：211 人以内	平成 28 年度末入所者数から 2%以上削減	
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	保健・医療・福祉関係者の協議の場の設置 平成 32 年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。	-	-	保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置(複数市町村の共同設置可)	新規
3 地域生活支援拠点等の整備	地域活動支援拠点等の整備 平成 32 年度末までに、地域生活支援拠点等を 1 か所以上整備する。	地域生活支援拠点等整備数：なし	地域生活支援拠点等整備数：1 か所以上	市または障害福祉圏域に拠点等を少なくとも 1 つ整備	期限延長
4 福祉施設から一般就労への移行等	福祉施設から一般就労への移行者数の増加 平成 32 年度中における、就労移行支援事業等を通じて一般就労した人の数を、平成 28 年度実績(21 人)以上に作る。	一般就労者数：21 人 <small>年度中</small>	一般就労者数：21 人以上 <small>年度中</small>	平成 28 年度実績の 1.5 倍以上	
	就労移行支援事業所の利用者数の増加 平成 32 年度末における就労移行支援事業利用者数を平成 28 年度実績(108 人)以上に作る。	就労移行支援事業利用者数：108 人	就労移行支援事業利用者数：108 人以上	平成 28 年度実績の 2 割以上増加	
	就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所数の増加 平成 32 年度末における就労移行率 3 割以上の事業所を、全体の 5 割以上に作る。	参考値 事業所の割合：54.5%	事業所の割合：5 割以上	事業所全体の 5 割以上	
	就労定着支援開始 1 年後の各年度の職場定着率の増加 平成 31 年度末及び平成 32 年度末におけるそれぞれの職場定着率を 80%以上に作る。	-	平成 31 年度末及び平成 32 年度末 職場定着率：80%以上	平成 31 年度末及び平成 32 年度末 職場定着率：80%以上	新規
	一般就労先の拡大 各年度における、新たに障害者雇用始める企業等の数を、平成 32 年度末までに 5 社以上増加させる。	-	平成 30 年度末 新規雇用企業数：1 社以上 平成 31 年度末 新規雇用企業数：3 社以上(累計) 平成 32 年度末 新規雇用企業数：5 社以上(累計)	-	単 独 設 定
5 障害児支援の提供体制の整備等	児童発達支援センターの設置 平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを 1 か所以上設置する。	-	児童発達支援センター設置数：1 か所以上	1 か所以上設置(圏域での設置も可)	新規
	保育所等訪問支援の体制構築 平成 32 年度末までに体制を構築する。	-	-	体制を構築	新規
	重症心身障害児等のための「児童発達支援事業所」及び「放課後等デイサービス」の確保 平成 32 年度末までに、重症心身障害児等のための児童発達支援事業所を 1 か所以上、放課後等デイサービス事業所を 2 か所以上確保する。	放課後等デイサービス事業所設置数：1 か所	児童発達支援事業所設置数：1 か所以上 放課後等デイサービス事業所設置数：2 か所以上	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスを 1 か所以上確保	新規
	医療的ケア児支援のための協議の場の設置 平成 30 年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場を設置する。	-	-	保健・医療・障害福祉・保育・教育等関係機関による協議の場を設置(圏域での設置も可)	新規

上越市自立支援協議会 専門部会の検討状況 (平成29年度中間報告)

部会名	地域課題	平成29年度の検討事項	平成29年度 上期の検討事項	平成29年度 今後の検討事項
地域生活支援部会	障害者の支援 ・高齢障害者 ・重症心身障害(児)者 ・強度行動障害(児)者 ・「重い」とされる精神障害者	○高齢障害者の支援 ○重症心身障害(児)者の支援 ○強度行動障害(児)者の支援 ○精神障害者の地域生活支援	【高齢障害者対策】 ・高齢障害者の支援(介護保険制度への移行等)に向け介護保険事業所との連携について協議。 ・相談支援専門員とケアマネージャに対する合同説明会実施に向け検討。 【重症心身障害(児)者の支援】 ・重症心身障害(児)者の支援に対する現状について協議。 重症心身障害(児)者の支援をまとめたハンドブック作成について検討。 【強度行動障害(児)者の支援】 ・市主催の強度行動障害研修についての改善点について検討。 ・強度行動障害に対する現状把握に向け、生活介護事業所に対するアンケート実施について検討。 【精神障害者の地域生活支援】 ・精神障害者に対する支援に向け、精神障害の評価尺度を協議。	【高齢障害者対策】 平成30年度に向けての共生型サービスについて検討。 【重症心身障害(児)者の支援】 医療ケアが必要な児童の保護者を集め、ヒアリングを実施し課題を整理。 【強度行動障害(児)者の支援】 生活介護事業所のアンケート結果について具体的な対応等について検討。 【精神障害者の地域生活支援】 精神障害に関する評価表の項目を決定し、評価表に基づいたそれぞれの支援について検討。
就労支援部会	障害者の一般就労促進 就労定着の促進	障害者雇用と定着に向けた啓発 就労移行支援事業所の情報交換の場	【障害者雇用と定着に向けた啓発活動】 ・障害者雇用に向けた企業向けの啓発方法について検討。 ・障害者雇用に関するパンフレットを作成。	【障害者雇用と定着に向けた啓発活動】 啓発のパンフレットを使用し、各ロータリークラブやハローワークが実施する説明会等で周知を図る。 【就労移行支援事業所の情報交換の場】 就労移行支援の強化を図るため、情報交換の場の実現に向けた検討。
こども部会	障害児に関する支援体制の向上	障害児の放課後の過ごし方 放課後等デイサービスの課題整理 事業所合同説明会の内容検討 児童に関する福祉サービスの周知 児童に関する相談窓口の整理 保護者に対する福祉サービスの情報提供	【障害児の放課後の過ごし方】 放課後の活動の場所について実証活動を実施。(バスケット活動「10/27実施 参加者6名」) 【放課後等デイサービスの課題整理】 ・放課後等デイサービスの利用者が多いが、各事業所も定員がいっぱいとなっている状況。 ・放課後等デイサービスの利用目的が、本来的な療育支援から外れているケースが見られ、利用にあたっての課題やニーズの整理が必要 【事業所合同説明会の内容検討】 学卒後の進路決定に向けた情報提供の目的とした合同説明会について、効果的な実施(参加者増加に向けた周知等)に向けた検討。	【障害児の放課後の過ごし方】 バスケット活動を検証のうえ、継続的な活動に向けた検討。(本年度は有志の形として2回開催予定) 【放課後等デイサービスの課題整理】 放課後等デイサービスの現状と課題の検討、及びニーズの整理。 【児童に関する福祉サービスの周知】 障害児支援に関するハンドブックの再編を行う。 「児童に関する相談窓口の整理」「保護者に対する福祉サービスの情報提供」と合わせて進める
移動支援部会	移動制約者への利便性の高い外出支援について	グループ型移動支援サービスの実現に向けた検討 ○障害者就労のための通勤支援 公共交通機関と障害福祉関係者との連携 中山間地域の障害者に関する支援 福祉サービスの周知及び提供事業所増加に向けた情報提供	【グループ型移動支援サービス実現に向けた検討】 ・グループ型移動支援の実現に向けた課題及び対応方法について検討。 ・サービスの必要性など検討結果について市と協議。 【障害者就労のための通勤支援】 障害者就労のための通勤支援に関する検討に向けた現状把握の実施。(就労支援事業所に対するアンケートの実施)	【障害者就労のための通勤支援】 就労支援部会と情報共有・連携し支援策について検討。 【公共交通機関と障害福祉関係者との連携】 市交通関係部署が行う「上越市バス交通ネットワーク再編計画(H26～H31)」の改定について、障害者ニーズの反映に向けた連携を検討。 【中山間地域の障害者に関する支援】 買い物支援を集中的に検討。現状把握及び対策案の検討。 【福祉サービスの周知及び提供事業所増加に向けた情報提供】 グループ型移動支援の事業所向け周知とあわせて実施。
権利擁護部会	障害者に対する権利擁護について	成年後見制度利用促進 障害者虐待の事例等の共有と体制整備	【成年後見制度利用促進に関する検討】 ・障害により成年後見制度の利用が必要と思われる人への対応(成年後見センターなどの相談窓口の設置等)について協議。 ・必要性及び課題を整理のうえ市福祉課と意見交換を実施。	【障害者虐待の事例等の共有と体制整備】 障害者虐待や障害者差別解消に関する効果的な取り組みや、体制についての検討。
ケアマネジメント連絡会	障害福祉に関する地域の現状把握と共有化 地域課題を抽出及び解決策の検討	相談支援を通し、障害福祉に関する地域の現状把握と共有化 ○地域課題に対する解決策の検討	【計画相談をよりスムーズにすすめるための検討】 ・計画相談実施状況について各事業所ごとに現状把握。 ・計画相談新規申請の流れについて再考。 ・アセスメントシート等見直し(上越版のバージョンアップ) 【今後の相談支援体制の強化に向けた検討】 ・地域生活支援拠点整備推進事業について学ぶ。 ・上越市を4つのエリア(より日常生活圏に近いエリア)に分けて地域分析実施。	【障害福祉に関する地域の現状把握と解決策についての検討】 ・重心ならびに医療的ケアが必要な児(者)への支援について検討。 ・次年度以降の相談支援体制のあり方について検討。